

平成 28 年熊本地震

～日本学生支援機構～ 緊急採用・応急採用奨学金 申請受付について

熊本地震により被災した世帯の学生で、日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する者は、学務課経済支援担当(黒髪キャンパス全学教育棟⑥窓口)まで申し出てください。

記

1. 対象者

「平成28年熊本地震に係る災害救助法適用地域」において被災した世帯の学生

災害救助法の適用地域

【熊本県】

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

※近隣の地域で、同等の被害を受けた世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

2. 奨学金の種類等

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金・無利子)	平成28年4月以降で申込者が希望する月	平成29年3月(注)
応急採用 (第二種奨学金・有利子)	平成28年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(注)緊急採用の貸与終期は平成29年3月までの貸与となります。ただし、「緊急応急採用奨学金継続願」を平成28年12月中旬(詳細な日程は採用者へ通知します。)までに提出した場合には、平成29年3月末まで貸与を継続することができます。また、年度ごとに同様の願出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

お問合せ先

学生支援部学務課経済支援担当

学部生Tel：096-342-2129、大学院生Tel：096-342-2125